

令和4年度実地指導結果について

旭川市福祉保険部指導監査課

実地指導の重点項目

- ・ 事業運営の適正化と透明性の確保
- ・ 利用者の尊厳保持及び利用者本位のサービス提供
- ・ 自立支援給付費並びに障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費（以下「自立支援給付等」という。）の適正な請求
- ・ 適切な防災体制やリスクマネジメント
- ・ 虐待の防止
- ・ その他事件，事故，災害等により早急に改善しなければならない事項

（令和4年度旭川市指定障害福祉サービス事業者等実地指導方針）

• 令和4年度実地指導実施件数

居宅介護	7事業所	児童発達支援	16事業所
重度訪問介護	5事業所	放課後等デイサービス	22事業所
同行援護	1事業所	保育所等訪問支援	5事業所
生活介護	3事業所	居宅訪問型児童発達支援	1事業所
短期入所	1事業所	地域移行支援	6事業所
就労継続支援B型	1事業所	地域定着支援	6事業所
自立生活援助	1事業所	計画相談支援	7事業所
共同生活援助	5事業所	障害児相談支援	6事業所

(参考) 旭川市内事業所指定数 (令和 5 年 2 月末現在)

障害者総合支援法			
居宅介護	9 2 事業所	就労継続支援 A 型	8 事業所
重度訪問介護	8 5 事業所	就労継続支援 B 型	6 5 事業所
同行援護	1 3 事業所	就労定着支援	1 事業所
行動援護	2 事業所	自立生活援助	1 事業所
療養介護	2 事業所	共同生活援助	5 7 事業所
生活介護	4 2 事業所	地域移行支援	7 事業所
短期入所	2 6 事業所	地域定着支援	7 事業所
施設入所支援	1 1 事業所	計画相談支援	2 4 事業所
宿泊型自立訓練	2 事業所		
就労移行支援	7 事業所	計	4 5 2 事業所

(参考) 旭川市内事業所指定数 (令和 5 年 1 月末現在)

児童福祉法			
児童発達支援	5 5 事業所	障害児相談支援	1 5 事業所
放課後等デイサービス	7 9 事業所		
居宅訪問型児童発達支援	2 事業所		
保育所等訪問支援	1 1 事業所	計	1 6 2 事業所

指導事項（共通）

◎虐待防止対策について

- ・虐待防止委員会が未設置または未開催
- ・従業員への研修を実施していない
- ・虐待防止委員会や研修の記録がない

→令和4年度から虐待防止対策が義務化となっています。

指導事項（共通）

虐待防止のために…

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、研修計画や指針を作成したり、虐待防止のチェックやモニタリングをしましょう。
- ②全従業員に対し、虐待防止のための研修を実施しましょう。特に、新規採用時には必ず実施しましょう。
- ③虐待防止のための担当者を配置し、研修や委員会の開催を適切に行いましょう。

指導事項（共通）

◎ 身体拘束の適正化について

- ・ 指針が策定されていない
- ・ 身体拘束適正化委員会が開催されていない
- ・ 身体拘束適正化のための研修が実施されていない

→令和4年度から身体拘束適正化のための取り組みが義務化となっています。

指導事項（共通）

◎個別支援計画

- ・アセスメントが不十分
- ・個別支援計画原案が作成されていない（記録がない）
- ・サービス担当者会議が開催されていない
- ・モニタリングが6月に1回しか実施されていない
- ・サービス提供の具体的な曜日や時間が位置づけられていない
（訪問系サービス・児童通所サービス）

→令和3年度の集団指導資料を改めて確認し、適切に個別支援計画の作成をしてください。

指導事項（共通）

◎ハラスメント対策

- ・ 職場におけるハラスメントを行ってはならない方針を明確化していない
- ・ 相談窓口を設置していない

→男女雇用機会均等法及び労働施策総合推進法により職場におけるセクハラやパワハラの防止措置が義務づけられており、運営基準でも規定されています。

指導事項（共通）

◎記録の整備

- ・月ごとの勤務表が作成されておらず，従業者の勤務実績が確認できない

→人員配置基準や報酬の算定要件を満たしているかの確認は常に行う必要があります。

従業者の勤務実績は毎月勤務表等で整理しておくようにしてください。

指導事項（共通）

◎食材料費等の精算

- ・利用者から徴収している食材料費や水道光熱費、おやつ代などの費用の精算がされていなかった

→食材料費や水道光熱費など、利用者から実費相当分のみ徴収ができることとされているものについては、最低でも年に1度は精算をし、余剰分が生じた場合は利用者へ返金してください。

指導事項（共通）

◎福祉・介護職員処遇改善加算等

- ・キャリアパス要件を確認できる書類が確認できない
- ・資質向上のための目標設定や研修の実施がされていない（実施記録がない）
- ・職員に周知をした記録がない

→事務負担軽減のため、各要件の挙証書類については一律に提出をいただいていませんが、指定権者からの求めがあった場合は速やかに提出できるようにしておく必要があります。

指導事項（サービス別／児童通所系）

◎ 関係機関連携加算

- ・ 相談支援事業所が招集した担当者会議へ参加したことで加算の算定をしていた
- ・ 会議の記録がない
- ・ 個別支援計画にあらかじめ位置づけられていない

→関係機関連携加算は、あらかじめ保護者の同意を得たうえで保育所や学校、その他関係機関と連携を図り、個別支援計画に関する会議を開催することで算定が可能となります。加算の算定に当たっては、報酬告示や留意事項通知等を確認するようにしてください。

指導事項（サービス別／児童通所系）

◎家庭連携加算／事業所内相談支援加算

- ・あらかじめ個別支援計画に位置づけられておらず、相談支援に必要な時間が明らかになっていない

- ・相談支援を実施した記録がなく、どこでどれくらいの時間どのような内容の支援を行ったのかがわからない

→所要時間により報酬の算定区分が異なる加算があります。

支援を行った際は、“いつからいつまで、誰が、誰と、どこで、どのような支援を行ったのか”について記録を残しておいてください。

指導事項（サービス別／児童通所系）

◎ 欠席時対応加算

- ・ 欠席の連絡があった日時や対応者の記録がない
- ・ 当該児童の状況や引き続きのサービス利用を促すなどの相談支援を行った記録がない
- ・ 計画にあらかじめ利用予定日が位置づけられていないため、急病等による利用中止なのかわかりにくい

→ 家族等との連絡調整やその他の相談援助を行い、その記録をすることが加算の算定要件となっています。
電話等により当該児童の状況を確認し、引き続きのサービス利用を促すなどの相談援助を行い、その内容を記録しておくようにしてください。

指導事項（サービス別／児童通所系）

◎定員超過

- ・やむを得ない事由によらずに定員超過をしていた
- ・「定員超過利用減算対象確認シート」の作成がされていなかった

→利用定員は単位ごとに1日のサービスを受けることのできる障害児の数の上限であり、災害や虐待等やむを得ない場合を除き原則として定員超過は認められません。

利用希望が多数の場合は定員変更をするなど、定員を遵守するよう留意願います。

指導事項（サービス別／共同生活援助）

◎入院時支援特別加算,
長期入院時支援特別加算

・利用者が入院している病院（診療所）を訪問した記録がなかった

→病院（診療所）を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、病院（診療所）との連絡調整を行ったことを記録してください。

実地指導後の手続等について

- ・ 実地指導後， 1 ～ 2 か月程度後に指導監査課から指導結果を文書で通知します。

指導結果により， その後の手続等が異なりますので注意してください。

引き続き， 自己点検表を用いるなどにより基準違反等がないか定期的な点検をお願いします。

実地指導後の手続等について

口頭指導のみの場合～

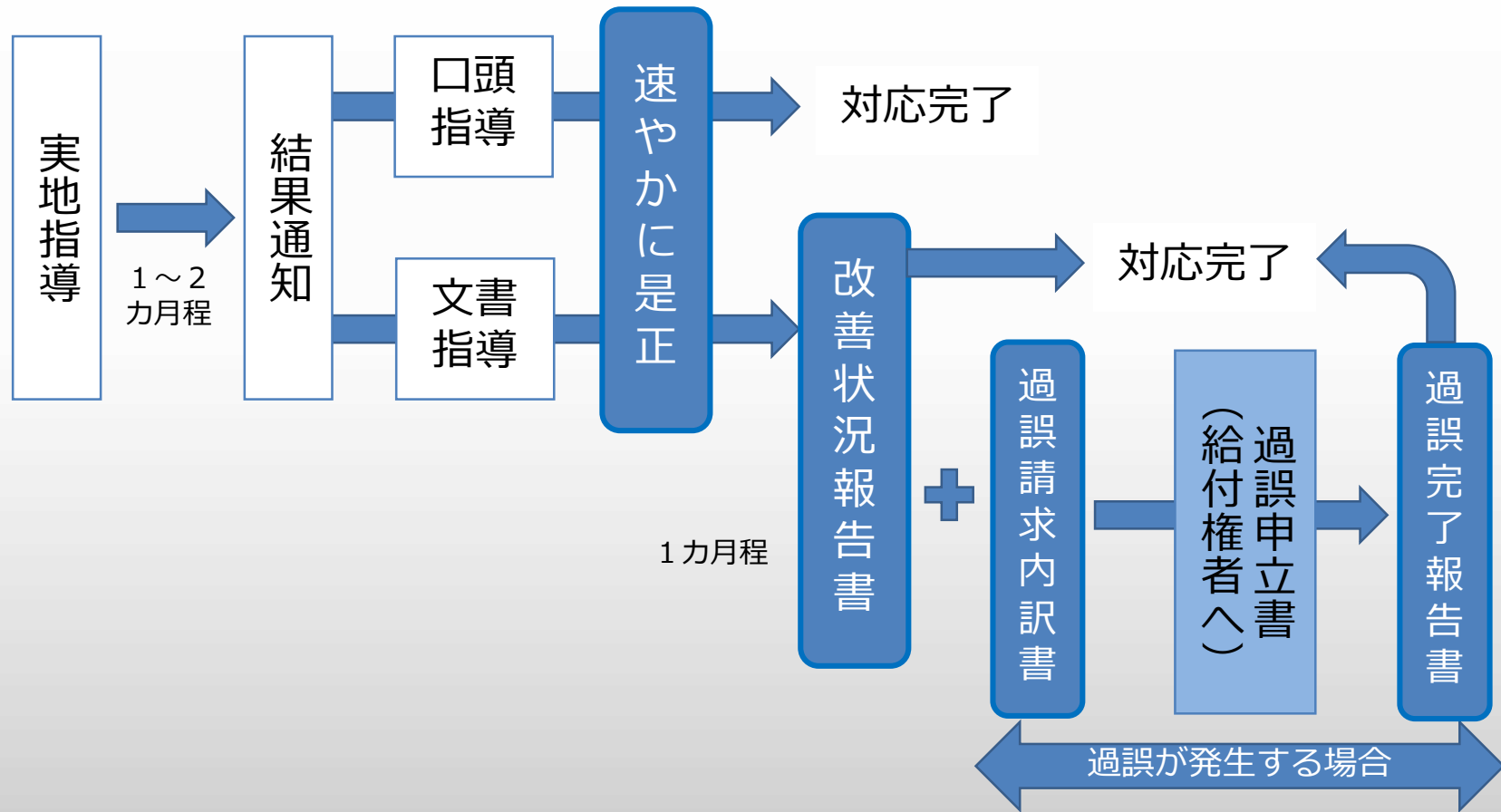
速やかに指導事項を是正し，適切な運営をお願いいたします。

実地指導後の手続等について

文書指導があった場合～

改善状況報告書（指導監査課トップページ > 4 障害福祉サービス事業等の指定申請、変更届、給付体制届等に係る様式等 > (3)改善状況報告等について）により、報告期日（通知から概ね 1 か月後）までに改善状況を報告してください。

過誤調整がある場合は、過去に同様の事例がないか等を自己点検のうえ、指導監査課へ報告後に関係先（旭川市の場合は障害福祉課）で手続きをしてください。過誤調整が全て終了後は改めて報告を願います。



まとめ

- ・ 人員や運営については基準や解釈通知等を確認して適切な運営をしてください。
- ・ 報酬の算定に当たっては、算定要件等を十分に確認してください。

★基準は事業の適切な実施のために必要最低限の事項として定められているものです。

基準違反が明らかとなった場合、たとえ故意でなくとも行政処分を受ける可能性もあります。

法令等を理解し、常に運営の向上に努めてください。

まとめ

- ・ 実地指導がない年度であっても、運営の自己点検をお願いします。
自己点検表は、サービス別になっていますので、それぞれの事業所で御活用ください。

自己点検表は、市ＨＰに掲載しています。

(<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/syougaihusi/sidou1/p006047.htm>)

旭川市トップページ＞事業者向け＞健康・福祉・子育て・学校＞障害福祉＞サービス事業者＞障害福祉サービス等事業者向けトップページ
3__障害福祉サービス事業等に係る自己点検表等

サービスの基準について

- ・ 障害者総合支援法
 - ・ 旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（解釈通知）
- 等々…

- ・ 児童福祉法
 - ・ 旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
 - ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（解釈通知）
- 等々…

報酬の算定要件

・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準
該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（報酬告示）

・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準
該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（留意事項通知）

等々…

・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（報酬告示）

・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（留意事項通知）

等々…